

(11) ケース 6-6（遊水地（上流部と中流 8 遊水地、現況地形）＋河道掘削）

- ケース 6-5 の上流部の遊水地に加えて、ケース 6-1 の中流部 8 遊水地を整備することで、遊水地より下流河道のピーク流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、遊水地完成時には遊水地下流区間の全川にわたり安全度が向上する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

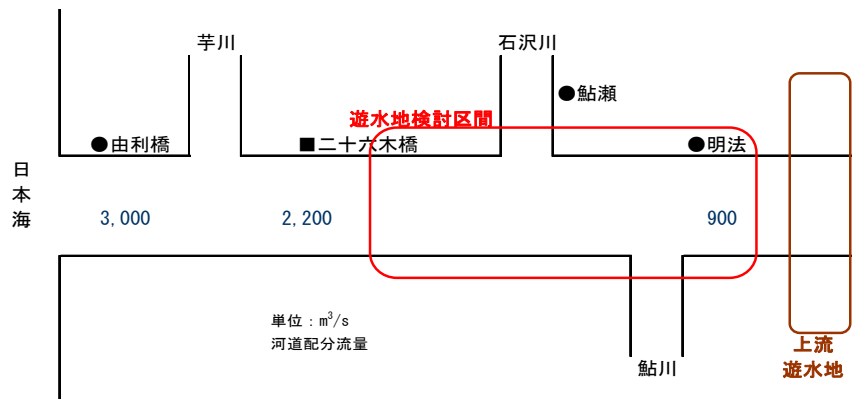


図 4.2-69 河道への配分流量（ケース 6-6）

表 4.2-15 概算数量（ケース 6-6）

対策案	概算数量
治水対策案	■遊水地（上流） 盛土 V=約 6 万 m ³ 、用地買収 A=約 80ha ■遊水地（中流 8 遊水地） 周囲堤 V=約 60 万 m ³ 、用地買収 A=約 20ha、地役権設定 A=約 360ha ■河道改修 掘削 V=約 80 万 m ³ 、残土処理 V=約 70 万 m ³ 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、用地買収 A=約 10ha
河川整備計画	■河道改修 築堤 V=約 6 万 m ³ 、掘削 V=約 110 万 m ³ 、残土処理 V=約 110 万 m ³ 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A=約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。



図 4.2-70 概要図（ケース 6-6）

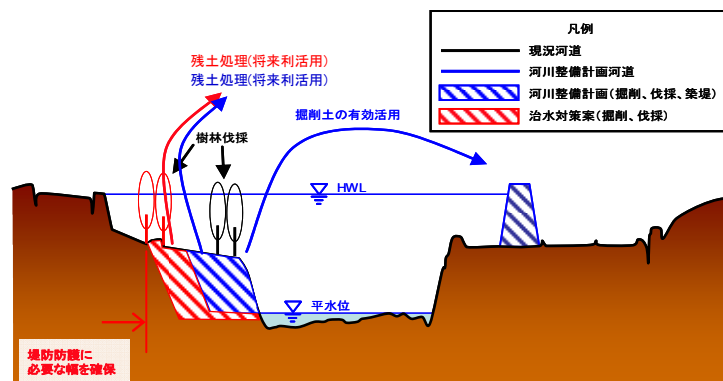


図 4.2-71 河川改修イメージ（ケース 6-6）

(12) ケース 6-7（遊水地（上流部と中流 3 遊水地、地内掘削）＋河道掘削）

- ケース 6-5 の上流部の遊水地に加えて、ケース 6-4 の中流部 3 遊水地を想定し、遊水地より下流河道のピーク流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 河川整備計画の河道改修に加え、河口より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、遊水地完成時には遊水地下流区間の全川にわたり安全度が向上する。
- 遊水地掘削を行うことから、現状の土地利用が困難となるため、用地買収を行う。
※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

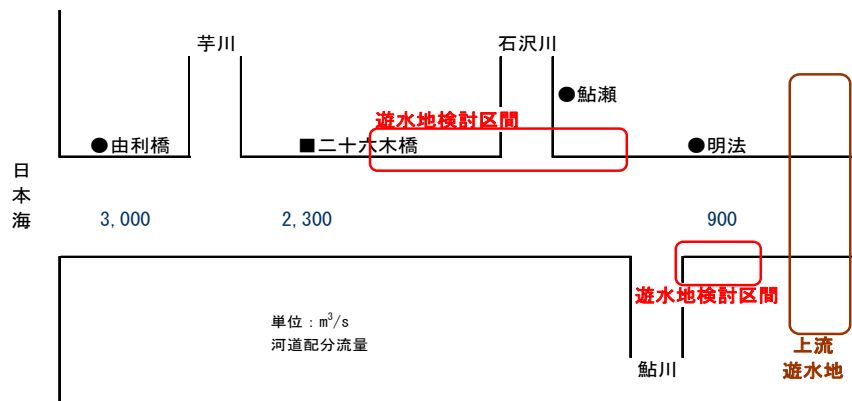


図 4.2-72 河道への配分流量（ケース 6-7）

表 4.2-16 概算数量（ケース 6-7）

対策案	概算数量
治水対策案	■遊水地（上流） 盛土 V=約 6 万 m³、用地買収 A=約 80ha ■遊水地（中流 3 遊水地） 周囲堤 V=約 10 万 m³、地内掘削 V=約 400 万 m³、残土処理 V=約 390 万 m³、用地買収 A=約 130ha ■河道改修 掘削 V=約 90 万 m³、残土処理 V=約 80 万 m³、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、用地買収 A=約 10ha
河川整備計画	■河道改修 築堤 V=約 6 万 m³、掘削 V=約 110 万 m³、残土処理 V=約 110 万 m³、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A=約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。



図 4.2-73 概要図（ケース 6-7）

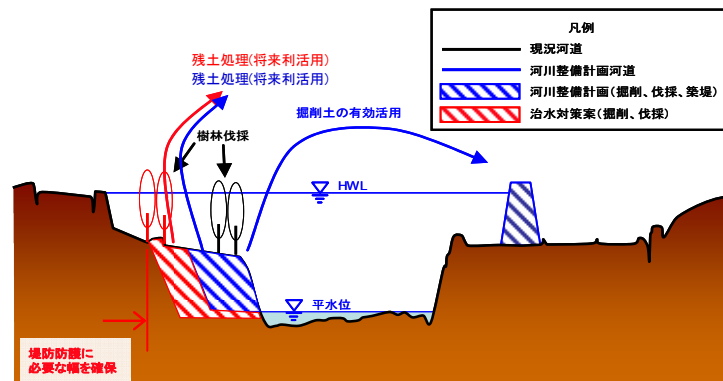


図 4.2-74 河川改修イメージ（ケース 6-7）

(13) ケース 7-1（放水路（効果区間最短）＋河道掘削）

- 新設の放水路による分水で河道流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 放水路は、二十六木橋上流地点から日本海へ直接放流するため、開削延長が最短になるルートを選定した。
- 河川整備計画の河道改修に加え、放水路分水地点より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、放水路完成時にはその分岐点下流区間の安全度が向上する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

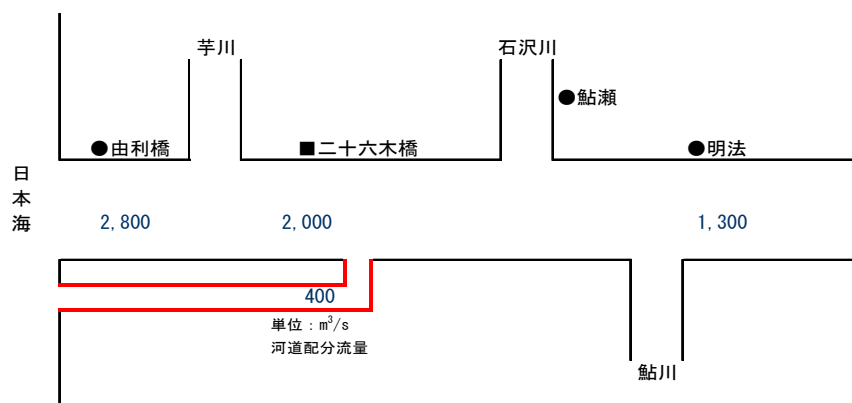


図 4.2-75 河道への配分流量（ケース 7-1）

表 4.2-17 概算数量（ケース 7-1）

対策案	概算数量
治水対策案	■放水路 放水路 L＝約 4,350m（開水路：約 2,350m、トンネル 4 条：約 2,000m） ■河道改修 掘削 V＝約 200 万 m^3 、残土処理 V＝約 190 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 A＝約 30ha
河川整備計画	■河道改修 築堤 V＝約 6 万 m^3 、掘削 V＝約 110 万 m^3 、残土処理 V＝約 110 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A＝約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

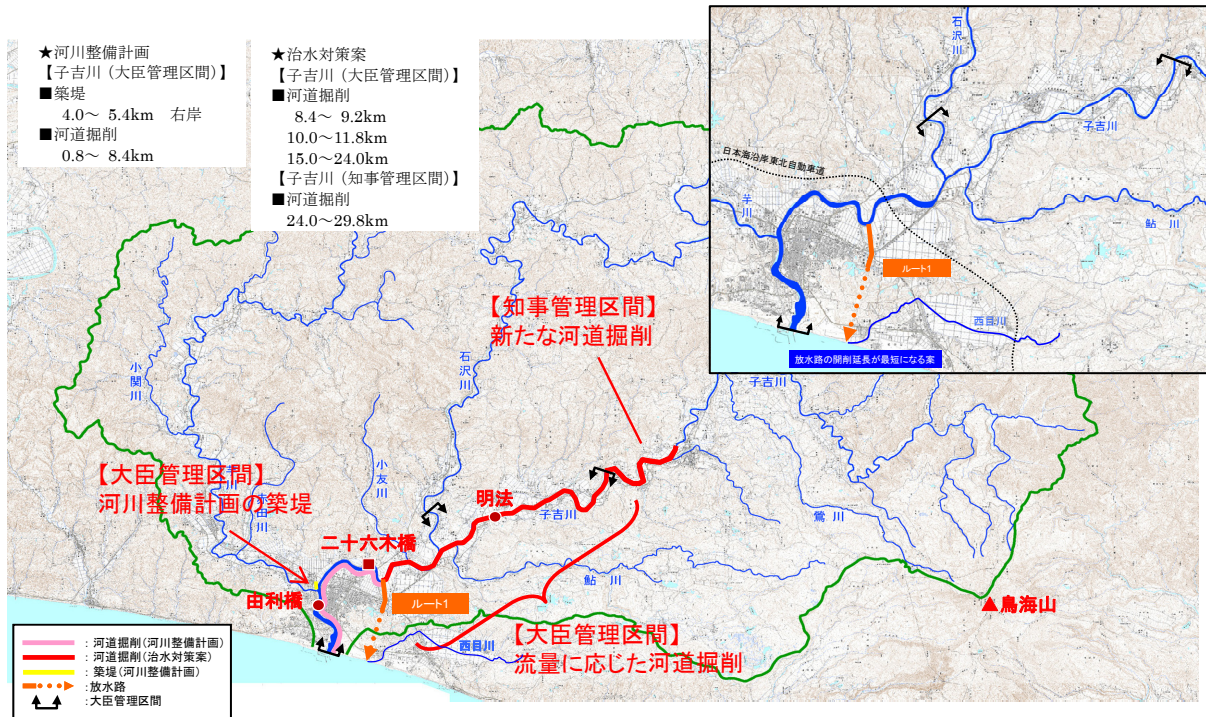


図 4.2-76 放水路イメージ（ケース 7-1）

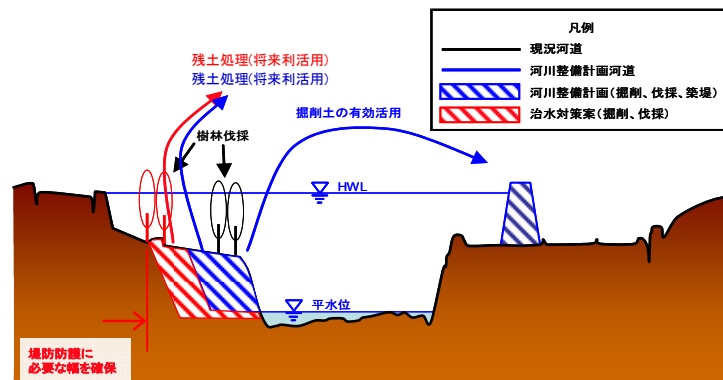


図 4.2-77 河川改修イメージ（ケース 7-1）

(14) ケース 7-2（放水路（他河川利用）＋河道掘削）

- 新設の放水路による分水で河道流量を低減させるとともに、河道配分流量に応じた河道掘削を実施する。
- 放水路は、二十六木橋上流地点から隣接する西目川を利用して、日本海へ放流するため、新たな開削延長を最短とするルート进行想定した。
- 河川整備計画の河道改修に加え、放水路分水地点より上流の河道掘削等の追加が生じる。
- 河道改修の進捗により、段階的に安全度が向上し、放水路完成時にはその分岐点下流区間の安全度が向上する。

※治水対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。

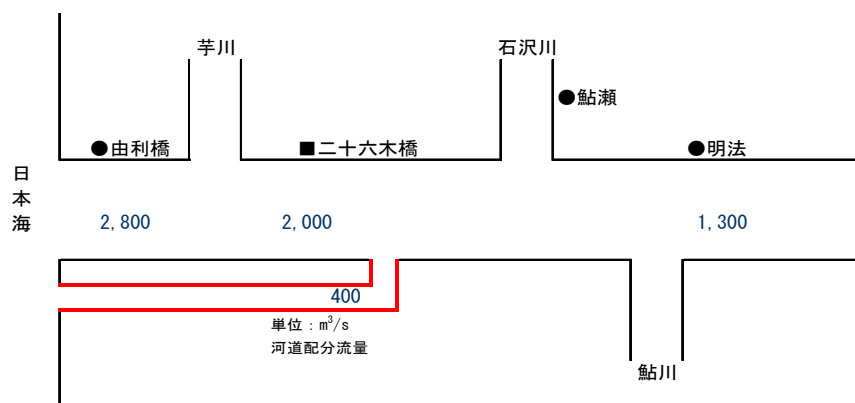


図 4.2-78 河道への配分流量（ケース 7-2）

表 4.2-18 概算数量（ケース 7-2）

対策案	概算数量
治水対策案	■放水路 放水路 L＝約 6,700m（開水路：約 3,200m、トンネル 4 条：約 1,800m、西目川改修：約 1,700m） ■河道改修 掘削 V＝約 200 万 m^3 、残土処理 V＝約 190 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、橋梁継足 1 橋、樋門樋管：護岸取付 10 箇所、用地買収 A＝約 30ha
河川整備計画	■河道改修 築堤 V＝約 6 万 m^3 、掘削 V＝約 110 万 m^3 、残土処理 V＝約 110 万 m^3 、橋梁架替 3 橋、樋門樋管：護岸取付 7 箇所、用地買収 A＝約 20ha

※本治水対策案で想定する事業のうち、河川整備計画にも含まれるものを下段に、治水対策案として河川整備計画に追加して実施するものを上段に記載している。

※対策箇所や数量については、平成 21 年度末時点の見込みであり、今後変更があり得るものである。

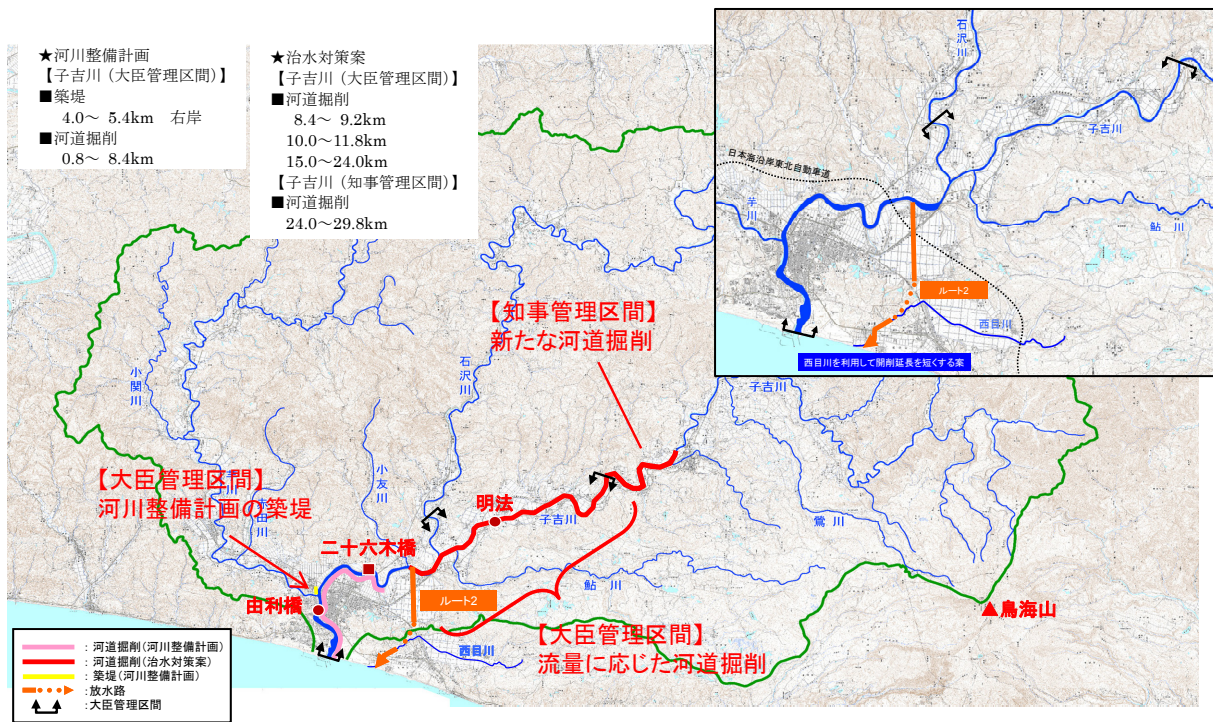


図 4.2-79 放水路イメージ（ケース 7-2）

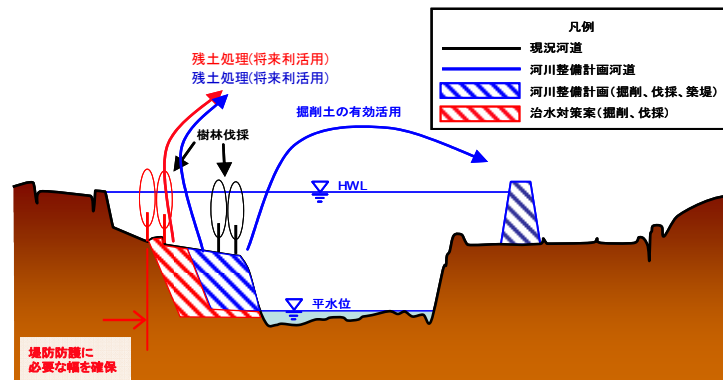


図 4.2-80 河川改修イメージ（ケース 7-2）